

ホームページ用
(H28.2.15)



**福岡市立学校等における
障がい者を理由とする差別の解消を推進するための対応指針
＝合理的配慮推進ガイドライン＝**

平成28年1月

福岡市教育委員会

はじめに

平成 28 年 4 月 1 日から「障害者差別解消法」が施行されます。

この法律は、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげることを目的としています。

福岡市においては、平成 19 年より、障がいの有無にかかわらず互いに認め合い、支え合い、学び合う教育を推進するため、「ふくせき制度」を基盤とした交流及び共同学習を推進してきました。

このガイドラインは、さらに歩を進めるため、文部科学省の対応指針に基づき、障がいのある幼児児童生徒への必要かつ合理的な配慮を行うために必要な考え方などを記載しています。すべての市立学校等において、公的な教育機関としての役割の重要性とその責任を十分認識し、日々の教育活動等の参考にしていただければ幸いです。

今後も、福岡市における「インクルーシブ教育システム」の構築を目指し、さらなる特別支援教育の充実に努めていただきますようお願いいたします。

目 次

第1章 福岡市教育委員会における障がい者差別解消の推進に関する取組	1
1 プランに基づく事業展開	
2 評価及び課題	
3 課題解決に向けた取組	
4 教育委員会等における相談体制の整備	
第2章 福岡市立学校等における障がいを理由とする 差別の解消の推進に関する対応指針	4
第1 趣旨	
1 障害者差別解消法の制定の経緯	
2 法の基本的な考え方	
3 本指針の位置付け	
4 留意点	
第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方	5
1 不当な差別的取扱い	
(1) 不当な差別的取扱いの基本的な考え方	
(2) 正当な理由の判断の視点	
(3) 具体例	
2 合理的配慮	6
(1) 合理的配慮の基本的な考え方	
(2) 過重な負担の基本的な考え方	
(3) 具体例	
第3 市立学校等における相談体制の整備	8
第4 市立学校等における研修・啓発	9
別紙1 不当な差別的取扱い, 合理的配慮の具体例	10
コラム1 「障害者権利条約を知っていますか？」	13
別紙2 学校教育分野の留意点	14
別紙3 「合理的配慮」の観点等について	18
コラム2 「法務省の取組を知っていますか？」	31
別紙4 「合理的配慮」チェックリスト(所属長及び担任用)	32
別紙5 活用しよう! 「インクル DB」	33
別紙6 合理的配慮に関する Q&A	37

※法令等の引用文における「障害」の表記は原文どおりとする。
※学校等の「等」は市立幼稚園を含む。

第1章 福岡市教育委員会における障がい者差別解消の推進に関する取組

1 プランに基づく事業展開

福岡市教育委員会は、児童生徒一人ひとりが、障がいの状態に応じた専門的な教育により社会的自立が可能となるよう、平成19年度に特殊教育から特別支援教育への転換を踏まえ、本市における新たな特別支援教育の指針を示した「[福岡市特別支援教育推進プラン～福岡いきいきチャレンジプラン～](#)」を策定し、特別支援教育の振興と充実に努めてきた。具体的な取組として「[ふくせき制度ガイドブック](#)」の作成を行い、特別支援学校や特別支援教育への理解啓発の推進を図るため「[全市特別支援教育研修会](#)」や「[特別支援教育連携協議会](#)」を開催し、成果を上げている（下表参照）。

2 評価及び課題

現行プランは、特別支援教育の理念をもとに3つの柱と7つの取組、30の重点事業が体系的に整理されている。実施期間は平成23年度から27年度までの概ね5年間とし、取組ごとに評価指標を設定し、毎年市立の幼小中高等学校の学校長、教員、保護者、学校サポーターなどを対象にアンケート調査に基づく評価を行った。なお、アンケートの回答で、A「よい」、B「おおむねよい」、C「やや不十分」、D「不十分」の評価項目のうち、AとBを合わせた割合を評価欄に記載した。

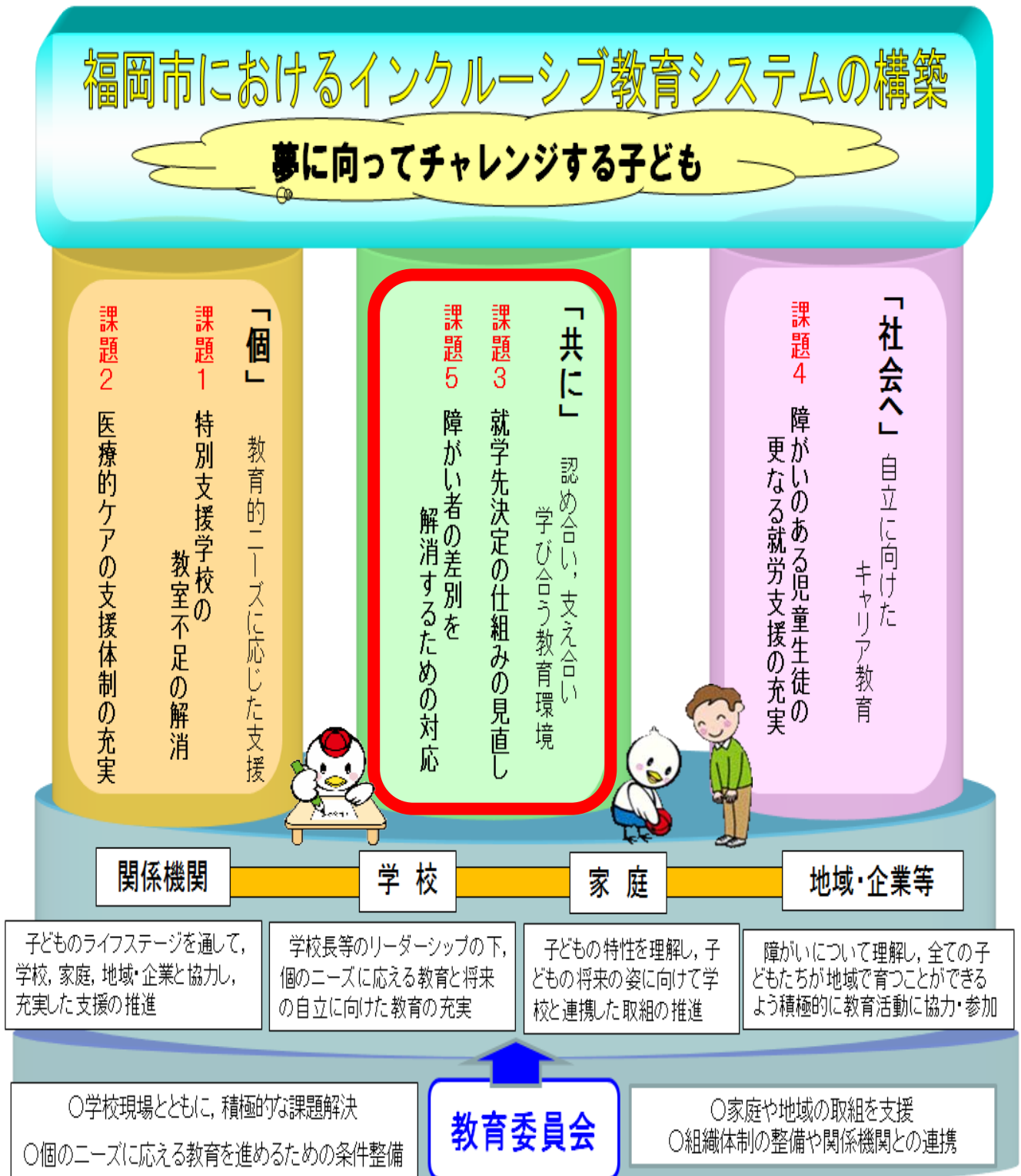
福岡いきいきチャレンジプラン 「総括表」 平成26年度末集計

柱	取組み	番号	本計画(H23～H27)掲載 重点事業名	評価
個	1 教育内容	1	障がいのある幼児児童生徒への一貫した支援の充実	91.2%
		2	発達障がいのある幼児児童生徒への支援の充実	91.5%
		3	市立高等学校教職員への発達障がい理解推進	100%
		4	障がいのある幼児児童生徒への教員の授業力の向上	84.9%
		5	特別支援教育コーディネーターの養成	81.8%
		6	教職員の特別支援教育の理解推進	91.8%
	2 条件整備	7	特別支援学校の教室不足の解消	47.8%
		8	特別支援学級・通級指導教室の充実	82.1%
		9	特別支援教育支援員の配置拡充	67.2%
		10	医療的ケアの支援体制の充実	69.5%
		11	市立高等学校における発達障がい支援の在り方検討	75.0%
	3 相談体制	12	保幼小・就学前施設・地域の療育センターとの連携	76.0%
		13	場を決定する就学相談から、就学後へつなぐ就学支援への移行	78.4%
		14	特別支援連携協議会を核とした関係機関との連携	78.4%
共に	4 心のバリアフリー	15	ふくせき制度に基づく交流及び共同学習の推進	68.8%
		16	「ユニバーサル教育」の理念に基づく障がいに対する理解啓発の推進	76.1%
		17	ユニバーサルデザインに基づくわかる授業づくり	77.7%
	5 UDに基づく学校づくり	18	学校施設設備のバリアフリー推進	47.8%
		19	ユニバーサルデザインに基づく教育環境づくり	76.5%
社会へ	6 家庭・地域で	20	地域で生活することをめざした授業づくりの充実	78.4%
		21	卒業後に向けた相談・支援機関の活用	69.7%
		22	特別支援学校卒業生の居場所づくり	95.5%
	7 職場へ	23	ライフステージに応じた支援の充実	76.2%
		24	就労に向けたキャリア教育の推進	70.0%
		25	特別支援学校における職業教育の充実	91.3%
		26	特別支援学級担当者の就労に関する専門性の向上	77.1%
		27	保護者との就労に向けた取組の推進	68.3%
		28	庁内における障がい者雇用の推進	85.0%
		29	特別支援学校生徒の就労支援（就職連絡会議の充実）	95.8%
		30	教育委員会を中心とした企業開拓システムづくり	95.8%

総括表に示すように、柱「共に」の取組4-16「ユニバーサル教育の理念に基づく障がいに対する理解啓発の推進」、取組4-17「ユニバーサルデザインに基づくわかる授業づくり」、取組5-19「ユニバーサルデザインに基づく教育環境づくり」は、70%を超える高い評価結果であるが、取組4-15「ふくせき制度に基づく交流及び共同学習の推進」は68.8%、取組5-18「学校施設設備のバリアフリー推進」は47.8%の評価に留まっており、今後も継続して、重点的に取り組まなければならない課題である。

3 課題解決に向けた取組

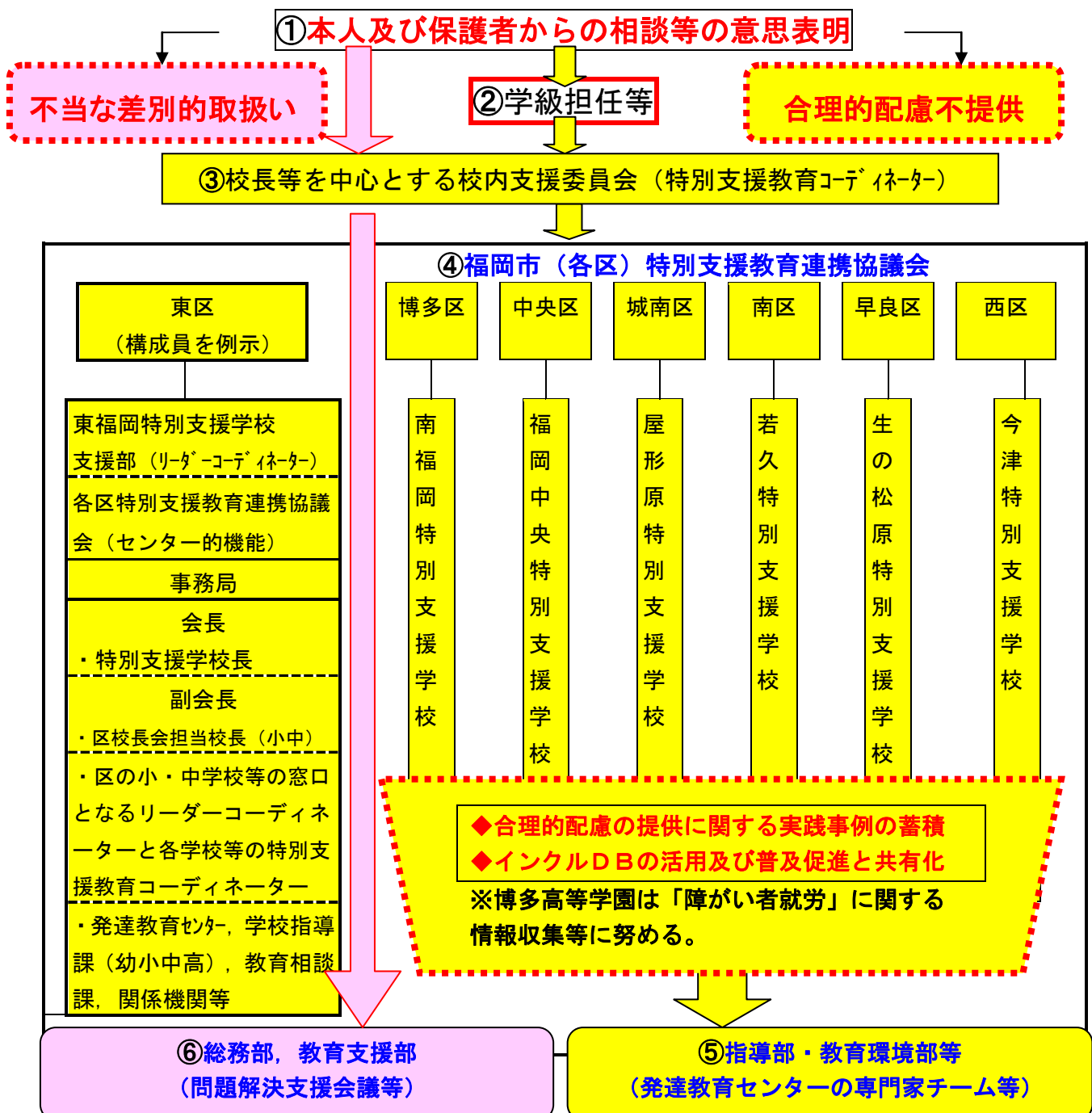
課題を大きく5点に集約し、課題解決に向けた取組を行うとともに、福岡市におけるインクルーシブ教育システムの構築を目指す（下図参照）。



4 教育委員会等における相談体制の整備（P16 参照）

学校等においては、**①幼児児童生徒及び保護者等**から相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思表示（主に、**合理的配慮**に関すること）を、主として**②学級担任等**が受けることが想定される。学級担任等は、一人で抱え込まず、特別支援教育コーディネーターに相談する。各学校等は、担任や特別支援教育コーディネーターと本人・保護者との対話による合意形成が困難な場合、**③校内支援委員会を含む校内体制への接続**を行い、**校長等のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討**を組織的に行う。このような校内体制を用いても、なお合意形成が難しい場合は、**④福岡市（各区）特別支援教育連携協議会**に相談依頼を行い、特別支援教育等の専門的知見に基づく合理的配慮に関する助言を得て対応する。それでも合意形成が困難な場合、**各校種の関係課**に相談の上、**⑤発達教育センターの専門支援委員会（専門家チーム）**を活用する。なお、**差別的取扱い**の案件については、**危機管理マニュアル（7教職員に関する事故について）**を参考に、**各校種の関係課**に口頭での報告を行い、**教職員課又は職員課**に事故報告書を提出する。

また、学校等は必要に応じて**⑥教育支援課の学校問題解決支援会議等**において法的知見等を有する専門家の助言を得るなど、法の趣旨に即して適切に対応することが望ましい（下図参照）。



第2章 福岡市立学校等における障がい理由とする差別の解消の推進に関する対応指針

本指針は、「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針（以下「文部科学省対応指針」という。）」に基づいている。文部科学省対応指針は障がい者を含む関係者の意見を踏まえて作られており、文部科学大臣による告示という公的な文書であるため、学校法人はもちろん、全ての教育関係者の参考となる資料である。

また、事業者による必要かつ合理的な配慮の提供は「努力義務」であるのに対し、公立学校等については法令上義務化される。このことを踏まえ、事業者を市立学校等（以下「学校等」という。）に読み替えつつ、本市の実態に応じて内容を追加し、文部科学省対応指針を一部改変して作成したものである。

第1 趣旨

1 障害者差別解消法の制定の経緯

我が国は、平成19年に障害者の権利に関する条約（以下「権利条約」という。）に署名して以来、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の改正をはじめとする国内法の整備等を進めてきた。障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号。以下「法」という。）は、障害者基本法の差別の禁止の基本原則を具体化するものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がい者差別の解消を推進することを目的として、平成25年に制定された。

2 法の基本的な考え方

- (1) 法の対象となる障がい者は、障害者基本法第2条第1号に規定する障害者、すなわち、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」と総称する。）がある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものである。

これは、障がい者が日常生活又は社会生活において受ける制限は、障がいのみに起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものとのいわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえている。

したがって、法が対象とする障がい者は、いわゆる「障がい者手帳」の所持者に限られない。なお、難病に起因する障がいは心身の機能の障がいに含まれ、高次脳機能障がいは精神障がいに含まれる。

- (2) 法は、日常生活及び社会生活全般に係る分野を広く対象としている。ただし、事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障がいを理由とする差別を解消するための措置については、法第13条の規定により、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）の定めるところによることとされていることから、この対応指針（以下「本指針」という。）の対象外となる。なお、同法第34条及び第35条において、雇用の分野における障害者に対する差別の禁止が定められ、また、同法第36条の2及び第36条の3において、障害者が職場で働くに当たっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）が定められたことを認識し、同法第36条第1項及び第36条の5第1項の規定に基づき厚生労働大臣が定める各指針を踏まえて適切に対処することが求められることに留意する。

3 本指針の位置付け

本指針は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定。以下「基本方針」という。）に即して、法第7条に規定する事項に関し、本市教育委員会が所管する学校等の現場において適切に対応するために必要な事項を特別に定めたものである。法第10条に基づく「対応要領」については、別途作成される。

なお、本指針は、法附則第7条の規定又は法の附帯決議に基づいて行われる法の見直し、法施行後の具体的な相談事例や裁判例の集積等を踏まえ、文部科学省対応指針を参考としながら必要に応じ見直しを行うものとする。

4 留意点（重要）

本指針で「望ましい」と記載している内容は、市立学校等がそれに従わない場合であっても、法に反すると判断されることはないが、障害者基本法の基本的な理念及び法の目的を踏まえ、できるだけ取り組むことが望まれることを意味する。

なお、学校等における障がい者差別解消に向けた取組は、本指針を参考にして、各学校等により自主的に取組が行われることが期待されるが、自主的な取組のみによってはその適切な履行が確保されず、学校等が法に反した対応を繰り返し、自主的な改善を期待することが困難である場合などは、設置者である教育委員会は、学校等に対し、報告を求め、又は助言、指導をするものとする。

第2 不当な差別的取扱い及び合理的配慮の基本的な考え方

1 不当な差別的取扱い

（1）不当な差別的取扱いの基本的な考え方

学校等は、法第7条第1項の規定のとおり、その業務を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならない。

ア 法が禁止する障がい者の権利利益の侵害とは、障がい者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すことなどによる権利利益の侵害である。

なお、障がい者の事実上の平等を促進し、又は達成するために必要な特別の措置は、法第7条第1項に規定する不当な差別的取扱い（以下単に「不当な差別的取扱い」という。）ではない。

イ したがって、障がい者を障がい者でない者より優遇する取扱い（いわゆる積極的改善措置）や、法に規定された障がい者に対する合理的配慮の提供による障がい者でない者との異なる取扱い、合理的配慮を提供等するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ障がい者に障がいの状況等を確認することは、不当な差別的取扱いには当たらない。不当な差別的取扱いとは、正当な理由なく、障がい者を、学校等の行う教育活動等について本質的に関係する諸事情が同じ障がい者でない者より不利に扱うことである点に留意する必要がある。

(2) 正当な理由の判断の視点

正当な理由に相当するのは、障がい者に対して、障がいを理由として、財・サービスや各種機会の提供を拒否するなどの取扱いが客観的に見て正当な目的の下に行われたものであり、その目的に照らしてやむを得ない場合である。市立学校等においては、正当な理由に相当するか否かについて、個別の事案ごとに、障がい者、市立学校等、第三者の権利利益(例：安全の確保、財産の保全、業務の目的・内容・機能の維持、損害発生防止等)の観点から、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、抽象的に事故の危惧がある、危険が想定されるなどの一般的・抽象的な理由に基づいて、財・サービスや各種機会の提供を拒否する又は提供に当たって場所・時間帯などを制限する、障がい者でない者に対しては付さない条件を付すなど障がい者を不利に扱うことは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。学校等は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で正当な理由があると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

(3) 不当な差別的取扱いの具体例

不当な差別的取扱いに当たり得る具体例は別紙1のとおりである。なお、1(2)で示したとおり、不当な差別的取扱いに相当するか否かについては、個別の事案ごとに判断されることとなる。また、別紙1に記載されている具体例については、正当な理由が存在しないことを前提としていること、さらに、それらはあくまでも例示であり、記載されている具体例だけに限られるものではないことに留意する必要がある。

2 合理的配慮

(1) 合理的配慮の基本的な考え方

学校等は、法第7条第2項の規定のとおり、その業務を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮(以下「合理的配慮」という。)をしなければならない。

ア 権利条約第2条において、「合理的配慮」は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義されている。

法は、権利条約における合理的配慮の定義を踏まえ、行政機関に対し、その事務又は事業を行うに当たり、個々の場面において、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、合理的配慮をしなければならないとしている。合理的配慮は、障がい者が受ける制限は、障がいのみ起因するものではなく、社会における様々な障壁と相対することによって生ずるものという、いわゆる「社会モデル」の考え方を踏まえ

たものであり、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、障がい者が個々の場面において必要としている社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な取組であり、その実施に伴う負担が過重でないものである。

合理的配慮は、学校等の業務の目的・内容・機能に照らし、必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること、障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること及び業務の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないことに留意する必要がある。

イ 合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、社会的障壁の除去のための手段及び方法について、P 8（2）で示す過重な負担の基本的な考え方に掲げた要素を考慮し、代替措置の選択も含め、双方の建設的対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされるものである。さらに、合理的配慮の内容は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わり得るものである。合理的配慮の提供に当たっては、障がい者の性別、年齢、状態等に配慮するものとする。なお、合理的配慮を必要とする障がい者が多数見込まれる場合、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、その都度の合理的配慮の提供ではなく、後述する環境の整備を考慮に入れることにより、中・長期的なコストの削減・効率化につながる可能性がある点は重要であることから、環境の整備に取り組むことを積極的に検討することが望ましい。

ウ 意思の表明に当たっては、具体的場面において、社会的障壁の除去に関する配慮を必要としている状況にあることを言語（手話を含む。）のほか、点字、拡大文字、筆談、実物の提示、身振りサイン等による合図、触覚による意思伝達など、障がい者が他人とコミュニケーションを図る際に必要な手段（通訳を介するものを含む。）により伝えられる。

また、意思の表明には、障がい者からの意思の表明のみでなく、知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む。）等により本人の意思の表明が困難な場合には、障がい者の家族、介助者、法定代理人その他意思の表明に関わる支援者等、コミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も含む。

なお、意思の表明が困難な障がい者が家族やコミュニケーションを支援する者を伴っておらず、本人の意思の表明もコミュニケーションを支援する者が本人を補佐して行う意思の表明も困難であることなどにより、意思の表明がない場合であっても、当該障がい者が社会的障壁の除去を必要としていることが明白である場合には、法の趣旨に鑑み、当該障がい者に対して適切と思われる配慮を提案するために建設的対話を働きかけるなど、自主的な取組に努めることが望ましい。

エ 合理的配慮は、障がい者等の利用を想定して事前に行われる建築物のバリアフリー化、介助者や日常生活・学習活動などの支援を行う支援員等の人的支援、情報アクセシビリティの向上等の環境の整備を基礎として、個々の障がい者に対して、その状況に応じて個別に実施される措置である。したがって、各場面における環境の整備の状況により、合理的配慮の内容は異なることとなる。また、障がいの状態等が変化することもあるため、特に、障がい者との関係性が長期にわたる場合等には、提供する合理的配慮について、適宜、見直しを行うことが重要である。

オ 介助者や支援員等の人的支援に関しては、障がい者本人と介助者や支援員等の人間関係や信頼関係の構築・維持が重要であるため、これらの関係も考慮した支援のための環境整備にも留意することが望ましい。また、支援機器の活用により、障がい者と学校等双方の負担が軽減されることも多くあることから、支援機器の適切な活用についても配慮することが望ましい。

なお学校等において留意すべき点を別紙2のとおり示す。

(2) 過重な負担の基本的な考え方

過重な負担については、学校等において、個別の事案ごとに、以下の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じて総合的・客観的に判断することが必要である。個別の事案ごとに具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではない。学校等は、個別の事案ごとに具体的な検討を行った上で過重な負担に当たると判断した場合には、障がい者にその理由を説明するものとし、理解を得るよう努めることが望ましい。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">① 業務等への影響の程度（業務等の目的・内容・機能を損なうか否か）② 実現可能性の程度（物理的・技術的制約，人的・体制上の制約）③ 費用・負担の程度④ 事務・事業規模⑤ 財政・財務状況 |
|--|

(3) 合理的配慮の具体例

合理的配慮の具体例は別紙1のとおりである。

なお、合理的配慮は、具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであり、掲載した具体例については、

- 前提として、過重な負担が存在しないこと
- 学校等に強制する性格のものではないこと
- これらはあくまでも例示であり、記載されている具体例に限られるものではないことに留意する必要がある。学校等においては、これらの合理的配慮の具体例を含む本指針の内容を踏まえ、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待される。

第3 学校等における相談体制の整備

学校等においては、障がい者、その家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、既存の一般の利用者等からの相談窓口等の活用や窓口の開設により相談窓口を整備することが重要である。また、ホームページ等を活用し、相談窓口等に関する情報を周知することや、相談時の配慮として、対話のほか、電話、ファックス、電子メール、筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字、ルビ付与など、障がいの特性に応じた多様なコミュニケーション手段や情報提供手段を用意して対応することが望ましい。なお、ホームページによる周知に際しては、視覚障がい者、聴覚障がい者等の情報アクセシビリティに配慮し、例えば、音声読み上げ機能に対応できるよう画像には説明文を付す、動画を掲載する場合に

字幕、手話等を付すなどの配慮を行うことが望ましい。また、実際の相談事例については、プライバシーに配慮しつつ順次蓄積し、以後の合理的配慮の提供等に活用することが望ましい。特に留意すべき点を別紙2のとおり示す。

第4 学校等における研修・啓発（重要）

学校等は、障がい者に対して適切に対応し、また、障がい者及びその家族その他の関係者からの相談等に的確に対応するため、研修等を通じて、法の趣旨の普及を図るとともに、障がいに関する理解の促進を図ることが重要である。普及すべき法の趣旨には、法第1条に規定する法の目的、すなわち、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すことが含まれる点にも留意する。

特に、教職員の理解の在り方や指導の姿勢が幼児、児童、生徒及び学生（以下「児童生徒等」という。）に大きく影響することに十分留意し、児童生徒等の発達段階に応じた支援方法、外部からは気づきにくいこともある難病等をはじめとした病弱（身体虚弱を含む。）、発達障がい、高次脳機能障がい等の理解、児童生徒等の間で不当な差別的取扱いが行われている場合の適切な対応方法等も含め、積極的に研修・啓発を行うことが望ましい。

不当な差別的取扱い、合理的配慮の具体例

別紙1

1 不当な差別的取扱いに当たり得る具体例

障がいのみを理由として、以下の取扱いを行うこと。

- 学校等において、窓口対応を拒否し、又は対応の順序を後回しにすること。
- 資料の送付、パンフレットの提供、説明会やシンポジウムへの出席等を拒むこと。
- 学校等の施設等やそれらのサービスの利用をさせないこと。
- 学校への入学の出願の受理、受験、入学、授業等の受講や研究指導、実習等校外教育活動、入寮、式典参加を拒むことや、これらを拒まない代わりとして正当な理由のない条件を付すこと。
- 試験等において合理的配慮の提供を受けたことを理由に、当該試験等の結果を学習評価の対象から除外したり、評価において差を付けたりすること。

2 不当な差別的取扱いに当たらない具体例

- 学校等において、合理的配慮を提供するために必要な範囲で、プライバシーに配慮しつつ、障がい者である利用者に障がいの状況等を確認すること。
- 障がいのある幼児、児童及び生徒のため、通級による指導を実施する場合において、また特別支援学級及び特別支援学校において、特別の教育課程を編成すること。

3 合理的配慮に当たり得る配慮の具体例

(1) 物理的環境への配慮や人的支援の配慮の具体例

① 主として物理的環境への配慮に関するもの

- 学校等において、災害時の警報音、緊急連絡等が聞こえにくい障がい者に対し、災害時に学校等の管理する職員が直接災害を知らせたり、緊急情報・館内放送を視覚的に受容することができる警報設備・電光表示機器等を用意したりすること。
- 管理する施設・敷地内において、車椅子利用者のためにキャスター上げ等の補助をし、又は段差に携帯スロープを渡すこと。
- 配架棚の高い所に置かれた図書やパンフレット等を取って渡したり、図書やパンフレット等の位置を分かりやすく伝えたりすること。
- 疲労を感じやすい障がい者から別室での休憩の申出があった際、別室の確保が困難である場合に、当該障がい者に事情を説明し、対応窓口の近くに長椅子を移動させて臨時的休憩スペースを設けること。
- 移動に困難のある児童生徒等のために、通学のための駐車場を確保したり、参加する授業で使用する教室をアクセスしやすい場所に変更したりすること。
- 聴覚過敏の児童生徒等のために教室の机・椅子の脚に緩衝材を付けて雑音を軽減する、視覚情報の処理が苦手な児童生徒等のために黒板周りの掲示物等の情報量を減らすなど、個別の事案ごとに特性に応じて教室環境を変更すること。

②主として人的支援の配慮に関するもの

- 目的の場所までの案内の際に、障がい者の歩行速度に合わせた速度で歩いたり，介助する位置（左右・前後・距離等）について，障がい者の希望を聞いたりすること。
- 介助等を行うボランティア，保護者，支援員等の教室への入室，授業や試験でのパソコン入力支援，移動支援，待合室での待機を許可すること。

(2)意思疎通の配慮の具体例

- 学校等において，筆談，要約筆記，読み上げ，手話，点字など多様なコミュニケーション手段や分かりやすい表現を使って説明をするなどの意思疎通の配慮を行うこと。
- 情報保障の観点から，見えにくさに応じた情報の提供（聞くことで内容が理解できる説明・資料や，拡大コピー，拡大文字又は点字を用いた資料，遠くのものや動きの速いものなど触ることができないものを確認できる模型や写真等の提供），聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供，見えにくさと聞こえにくさの両方がある場合に応じた情報の提供（手のひらに文字を書いて伝える等），知的障がいに配慮した情報の提供（伝える内容の要点を筆記する，漢字にルビを振る，単語や文節の区切りに空白を挟んで記述する「分かち書き」にする，なじみのない外来語は避ける等）を行うこと。また，その際，各媒体間でページ番号等が異なり得ることに留意して使用すること。
- 知的障がいのある利用者等に対し，抽象的な言葉ではなく，具体的な言葉を使うこと。例えば，サービスを受ける際の「手続」や「申請」など生活上必要な言葉等の意味を具体的に説明して，当該利用者等が理解しているかを確認すること。
- 知的障がい，発達障がい，言語障がい等により言葉だけを聞いて理解することや意思疎通が困難な障がい者に対し，絵や写真カード，コミュニケーションボード，タブレット端末等の ICT 機器の活用，視覚的に伝えるための情報の文字化，質問内容を「はい」又は「いいえ」で端的に答えられるようにすることなどにより意思を確認したり，本人の自己選択・自己決定を支援したりすること。
- 比喩表現等の理解が困難な障がい者に対し，比喩や暗喩，二重否定表現などを用いずに説明すること。

(3)ルール・慣行の柔軟な変更の具体例

- 学校等において，事務手続の際に，職員や教員等が必要書類の代筆を行うこと。
- 障がい者が立って列に並んで順番を待っている場合に，周囲の理解を得た上で，当該障がい者の順番が来るまで別室や席を用意すること。
- 他人との接触，多人数の中にいることによる緊張のため，不随意の発声等がある場合，緊張を緩和するため，当該障がい者に説明の上，施設の状況に応じて別室を用意すること。
- 学校等において，板書やスクリーン等がよく見えるように黒板等に近い席を確保するなどの配慮を講じること。
- 入学試験や検定試験において，本人・保護者の希望，障がいの状況等を踏まえ，別室での受験，試験時間の延長，点字や拡大文字，音声読み上げ機能の使用等を許可すること。
- 点字や拡大文字，音声読み上げ機能を使用して学習する児童生徒等のために，授業で使用

- する教科書や資料，問題文を点訳又は拡大したものやテキストデータを事前に渡すこと
- 聞こえにくさのある児童生徒等に対し，外国語のヒアリングの際に，音質・音量を調整したり，文字による代替問題を用意したりすること。
 - 知的発達の遅れにより学習内容の習得が困難な児童生徒等に対し，理解の程度に応じて，視覚的に分かりやすい教材を用意すること。
 - 肢体不自由のある児童生徒等に対し，体育の授業の際に，上・下肢の機能に応じてボール運動におけるボールの大きさや投げる距離を変えたり，走運動における走る距離を短くしたり，スポーツ用車椅子の使用を許可したりすること。
 - 日常的に医療的ケアを要する児童生徒等に対し，本人が対応可能な場合もあることなどめ，配慮を要する程度には個人差があることに留意して，医療機関や本人が日常的に支援を受けている介助者等と連携を図り，個々の状態や必要な支援を丁寧に確認し，過剰に活動の制限等をしないようにすること。
 - 慢性的な病気等のために他の児童生徒等と同じように運動ができない児童生徒等に対し，運動量を軽減したり，代替できる運動を用意したりするなど，病気等の特性を理解し，過度に予防又は排除をすることなく，参加するための工夫をすること。
 - 治療等のため学習できない期間が生じる児童生徒等に対し，補講を行うなど，学習機会を確保する方法を工夫すること。
 - 読み・書き等に困難のある児童生徒等のために，授業や試験でのタブレット端末等の ICT 機器使用を許可したり，筆記に代えて口頭試問による学習評価を行ったりすること。
 - 発達障がい等のため，人前での発表が困難な児童生徒等に対し，代替措置としてレポートを課したり，発表を録画したもので学習評価を行ったりすること。
 - 学校生活全般において，適切な対人関係の形成に困難がある児童生徒等のために，能動的な学習活動などにおいてグループを編成する時には，事前に伝えたり，場合によっては本人の意向を確認したりすること。また，こだわりのある児童生徒等のために，話し合いや発表などの場面において，意思を伝えることに時間を要する可能性があることを考慮して，時間を十分に確保したり個別に対応したりすること。

コラム 1 「障害者権利条約を知っていますか？」

我が国は「障害者の権利に関する条約」を締結しました！

障害者権利条約とは？

■ 「障害者権利条約」は、障害者の人権や基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障害者の権利を実現するための措置等を規定しています。

例えば ◆障害に基づくあらゆる差別(合理的配慮の否定*を含む。)を禁止

→ ◆障害者が社会に参加し、包容されることを促進

◆条約の実施を監視する枠組みを設置、等

*過度の負担ではないにもかかわらず、障害者の権利の確保のために必要・適当な調整等(例・段差への渡し板の提供等)を行わないことを指します。



条約成立まで一締結に向けて我が国ではどのような取組が行われたの？



2006年12月 国連総会で条約が採択されました。
2007年 9月 我が国が条約に署名しました。
2008年 5月 条約が発効しました。

2014年10月末時点で
151か国・地域・機関が締結済みです。

条約締結に先立ち、障害当事者の意見も聴きながら、国内法令の整備を推進してきました。

2011年 8月 障害者基本法が改正されました。

2012年 6月 障害者総合支援法が成立しました。

2013年 6月 障害者差別解消法が成立し、障害者雇用促進法が改正されました。

これらの法整備をうけて、国会において議論され、2013年11月19日の衆議院本会議、12月4日の参議院本会議において全会一致で締結が承認されました。

2014年1月20日我が国は「障害者権利条約」を締結し、
2月19日に条約は我が国について効力を発生しました。

条約を締結するとどうなるの？

■ 我が国において、障害者の権利の実現に向けた取組が一層強化されます。

(障害者の身体的自由や表現の自由等の権利、教育や労働等の権利が促進されます。)

(条約の実施を監視する枠組みや、国連への報告義務などによって、我が国の取組が後押しされます。)

■ 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。



外務省人権人権課 (お問い合わせは03-5501-8240まで) ホームページ http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinken/index_shogaisha.html

障害者権利条約が生まれた背景について

国連の設立や「世界人権宣言」、これに続く「世界人権規約」「女性差別撤廃条約」「子どもの権利条約」などの各種人権条約が生まれ、障害分野では「障害者権利宣言(1975年)」、「国際障害者年(1981年)」と「障害者の機会均等化に関する基準規則(1993年)」などが重要な意味を持ちます。このように、さまざまな人権条約の積み重ねと障害分野での国際規範を土台にこの権利条約が生まれました。

【重要】学校教育分野の留意点

1 総論

権利条約のうち、教育分野について規定した第24条は、教育についての障害者の権利を認めることを明言し、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system, 障害者を包容する教育制度)及び生涯学習の確保を締約国に求めている。これらは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な合理的配慮が提供されること等が必要とされている。

障害者基本法においては、第4条第1項において「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と、また、同条第2項において「社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって前項の規定に違反することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がされなければならない」とされている。さらに、国及び地方公共団体は、教育基本法（平成18年法律第120号）第4条第2項において「障害のある者が、その障害の状態に応じ、十分な教育を受けられるよう、教育上必要な支援を講じなければならない」とされているほか、障害者基本法第16条第1項において「障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育を受けられるようにするため、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならない」とされている。学校教育分野においては、これらの規定も踏まえて既に権利条約等への対応のための取組が進められており、合理的配慮等の考え方も、中央教育審議会初等中等教育分科会が平成24年7月に取りまとめた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（以下「報告」という。）及び文部科学省高等教育局長決定により開催された「障害のある学生の修学支援に関する検討会」が平成24年12月に取りまとめた「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」により示されている。教育基本法第4条第2項による義務を負うのは国及び地方公共団体であり、障害者基本法第4条及び同条を具体化する法の理念を踏まえ、これらの有識者会議により示された考え方を参考とし、取組を一層推進することが必要である。なお、有識者会議により示された考え方は、特別支援教育をはじめとする教育全般に関するものであり、現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を受けて行う合理的配慮の提供にとどまらず、これらに基づく取組を推進することにより、当該意思の表明がない場合にも、適切と思われる配慮に関する建設的対話を働きかけるなどの自主的な取組も推進され、自ら意思を表明することが必ずしも容易ではない児童生徒等も差別を受けることのない環境の醸成につながることを期待される。

2 初等中等教育段階

(1)合理的配慮に関する留意点

障がいのある幼児，児童及び生徒に対する合理的配慮の提供については，中央教育審議会初等中等教育分科会の報告に示された合理的配慮の考え方を踏まえて対応することが適当である。具体的には，主として以下の点に留意する。

- ア 合理的配慮の合意形成に当たっては，権利条約第24条第1項にある，人間の多様性の尊重等の強化，障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするといった目的に合致するかどうかの観点から検討が行われることが重要である。
- イ 合理的配慮は，一人一人の障害の状態や教育的ニーズ等に応じ，設置者・学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学及び高等専門学校を除く。）をいう。以下同じ。）及び本人・保護者により，発達の段階を考慮しつつ合意形成を図った上で提供されることが望ましく，その内容を個別の教育支援計画に明記することが重要である。
- ウ 合理的配慮の合意形成後も，幼児，児童及び生徒一人ひとりの発達の程度，適応の状況等を勘案しながら柔軟に見直しができることを共通理解とすることが重要である。
- エ 合理的配慮は，障がい者がその能力を可能な最大限度まで発達させ，自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下，障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みであるインクルーシブ教育システムの理念に照らし，その障がいのある幼児，児童及び生徒が十分な教育が受けられるために提供できているかという観点から評価することが重要である。例えば，個別の教育支援計画や個別の指導計画について，各学校において計画に基づき実行した結果を評価して定期的に見直すなど，PDCAサイクルを確立させていくことが重要である。
- オ 進学等の移行時においても途切れることのない一貫した支援を提供するため，個別の教育支援計画の引継ぎ，学校間や関係機関も含めた情報交換等により，合理的配慮の引継ぎを行うことが必要である。

なお，学校等において，障がいのある幼児，児童及び生徒の将来的な自立と社会参加を見据えた障がいの早期発見・早期支援の必要性及びインクルーシブ教育システムの理念に鑑み，幼児教育段階や小学校入学時点において，意思の表明の有無に関わらず，幼児及び児童に対して適切と思われる支援を検討するため，幼児，児童及び生徒の障がいの状態等の把握に努めることが望ましい。具体的には，保護者と連携し，プライバシーにも留意しつつ，地方公共団体が実施する乳幼児健診の結果や就学前の療育の状況，就学相談の内容を参考とすること，後述する校内支援委員会において幼児及び児童の支援のニーズ等に関する実態把握を適切に行うこと等が考えられる。

(2)合理的配慮の具体例

別紙1のほか、報告において整理された合理的配慮の観点や障がい種別の例及び独立行政法人国立特別支援教育総合研究所が運営する「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」や「特別支援教育教材ポータルサイト」を参考とすることが効果的である（別紙5参照）。なお、これらに示されているもの以外は提供する必要がないということではなく、一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて決定されることが望ましい。

(3)相談体制の整備に関する留意点(P3「相談体制図」参照)

学校教育法第81条第1項の規定により、私立学校を含め、障がいにより教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒が在籍する全ての学校において、特別支援教育を実施することとされている。

学校等の校長（園長を含む。以下同じ。）は、特別支援教育の実施の責任者として、自らが特別支援教育や障がいに関する認識を深めるとともに、リーダーシップを発揮しつつ、特別支援学校のセンター的機能等も活用しながら、次の体制の整備を行い、組織として十分に機能するよう教職員を指導することが重要である。

ア 特別支援教育コーディネーターの指名

各学校の校長は、各学校における特別支援教育の推進のため、主に、イに述べる校内委員会や校内研修の企画・運営、関係諸機関や関係する学校との連絡・調整、保護者からの相談窓口などの役割を担う教員を「特別支援教育コーディネーター」に指名し、校務分掌に明確に位置付ける。また、校長は、特別支援教育コーディネーターが合理的配慮の合意形成、提供、評価、引継ぎ等の一連の過程において重要な役割を担うことに十分留意し、学校において組織的に機能するよう努める。

イ 特別支援教育に関する校内委員会の設置 ※本市は「校内支援委員会」という。

各学校においては、校長のリーダーシップの下、全校的な支援体制を確立し、障がいのある又はその可能性があり特別な支援を必要としている幼児、児童及び生徒の実態把握や支援方策の検討等を行うため、校内に特別支援教育に関する校内委員会を設置する。

校内委員会は、校長、教頭、特別支援教育コーディネーター、教務主任、生徒指導主事、通級による指導担当教員、特別支援学級担当教員、養護教諭、対象の幼児、児童及び生徒の学級担任、学年主任、その他必要と認められる者などで構成する。

学校等においては、主として学級担任や特別支援教育コーディネーター等が、幼児、児童及び生徒・保護者等からの相談及び現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明を最初に受け付けることが想定される。各学校等は、相談等を受けた学級担任や特別支援教育コーディネーター等と本人・保護者との対話による合意形成が困難である場合には、校内支援委員会を含む校内体制への接続が確実に行われるようにし、校長のリーダーシップの下、合意形成に向けた検討を組織的に行うことが必要である。

このような校内体制を用いてもなお合意形成が難しい場合は、福岡市（各区）特別支援教育連携協議会を活用するとともに、設置者である教育委員会が、法的知見を有する専門家等の助言を得るなどしつつ、法の趣旨に即して適切に対応することが必要である。

(4) 研修・啓発に関する留意点

基本方針は、地域住民等に対する啓発活動として、「障害者差別が、本人のみならず、その家族等にも深い影響を及ぼすことを、国民一人ひとりが認識するとともに、法の趣旨について理解を深めることが不可欠であり、また、障害者からの働きかけによる建設的対話を通じた相互理解が促進されるよう、障害者も含め、広く周知・啓発を行うことが重要である」としている。

この周知・啓発において学校等が果たす役割は大きく、例えば、障害者基本法第 16 条第 3 項にも規定されている障害のある幼児、児童及び生徒と障害のない幼児、児童及び生徒の交流及び共同学習は、障害のない幼児、児童及び生徒が障害のある幼児、児童及び生徒と特別支援教育に対する正しい理解と認識を深めるための絶好の機会であり、同じ社会に生きる人間として、お互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合って生きていくことの大切さを学ぶ場である。また、障害のある幼児、児童及び生徒の保護者、障害のない幼児、児童及び生徒の保護者ともに、このような学校教育に関わることにより、障害者に対する理解を深めていくことができる。

学校等においては、学校教育が担う重要な役割を認識し、幼児、児童及び生徒の指導や保護者との連絡に携わる教職員一人一人が、研修等を通じて、法の趣旨を理解するとともに、障がいに関する理解を深めることが重要である。

「合理的配慮」の観点等について ※一部改変

①教育内容・方法 所管部 → 指導部, 教育支援部, 教育センター等

<①-1 教育内容>

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮(表1)

障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また、個性や障がいの特性に応じて、その持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

①-1-2 学習内容の変更・調整(表2)

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障がいの状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

<①-2 教育方法>

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮(表3)

障がいの状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材(ICT及び補助用具を含む)の活用について配慮する。

①-2-2 学習機会や体験の確保(表4)

治療のため学習空白が生じることや障がいの状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

①-2-3 心理面・健康面の配慮(表5)

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障がいについて理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除く。また、健康状態により、学習内容・方法を柔軟に調整し、障がいに起因した不安感や孤独感を解消し自己肯定感を高める。

学習の予定や進め方を分かりやすい方法で知らせておくことや、それを確認できるようにすることで、心理的不安を取り除くとともに、周囲の状況を判断できるようにする。

②支援体制 所管部 → 指導部, 教育支援部, 総務部, 教育センター等

②-1 専門性のある指導体制の整備(表6)

校長がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。また、学習の場面等を考慮した校内の役割分担を行う。

必要に応じ、適切な人的配置(支援員等)を行うほか、学校内外の教育資源(通級による指導や特別支援学級、特別支援学校のセンター的機能、専門家チーム等による助言等)の活用や医療、保健、福祉、労働等関係機関との連携を行う。

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮(表7)

障がいのある幼児児童生徒に関して、障がいによって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障がいのある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障がいのない幼児児童生徒が考え実践する機会や障がいのある幼児児童生徒自身が障がいについて周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、保護者、地域に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

②-3 災害時等の支援体制の整備(表8)

災害時等の対応について、障がいのある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障がいの状態等を考慮する。

③施設・設備 所管部 →[教育環境部](#), [総務部](#)等

③-1 校内環境のバリアフリー化(表9)

障がいのある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障がいの状態等に合った環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障がいのある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮(表10)

幼児児童生徒一人ひとりが障がいの状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人ひとりの障がいの状態、障がいの特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮(表11)

災害時等への対応のため、障がいの状態等に応じた施設・設備を整備する。

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

障がいによる学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、また個性や障がいの特性に応じてその持てる力を高めるため、必要な知識、技能、態度、習慣を身に付けられるよう支援する。

視覚障がい

見えにくさを補うことができるようにするための指導を行う（弱視レンズ等の効果的な活用、他者へ積極的に関わる意欲や態度の育成、見えやすい環境を知り自ら整えることができるようにする）。

聴覚障がい

聞こえにくさを補うことができるようにするための指導を行う（補聴器等の効果的な活用、相手や状況に応じた適切なコミュニケーション手段の活用に関すること等）。

知的障がい

できるだけ実生活につながる技術や態度を身に付けられるようにするとともに、社会生活上の規範やルールを理解を促すための指導を行う。

肢体不自由

道具の操作の困難や移動上の制約等を改善できるように指導を行う（片手で使うことができる道具の効果的な活用、校内の移動しにくい場所の移動方法について考えること及び実際の移動の支援等）。

病弱

服薬管理や環境調整、病状に応じた対応等ができるよう指導を行う（服薬の意味と定期的な服薬の必要性の理解、指示された服薬量の徹底、眠気を伴い危険性が生じるなどの薬の副作用の理解とその対応、必要に応じた休憩など病状に応じた対応等）。

言語障がい

話すことに自信をもち積極的に学習等に取り組むことができるようにするための発音の指導を行う（一斉指導における個別的な発音の指導、個別指導による音読、九九の発音等の指導）。

自閉症・情緒障がい

自閉症の特性である「適切な対人関係形成の困難さ」「言語発達の遅れや異なった意味理解」「手順や方法への独特のこだわり」等により、学習内容の習得の困難さを補完する指導を行う（動作等を利用して意味を理解する、繰り返し練習をして道具の使い方を正確に覚える等）。

学習障がい

読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う（文字の形を見分けることができるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等）。

注意欠陥多動性障がい

行動を最後までやり遂げることが困難な場合には、途中で忘れないように工夫したり、別の方法で補ったりするための指導を行う（物品の管理方法の工夫、メモの使用等）。

①-1-2 学習内容の変更・調整

認知の特性、身体の動き等に応じて、具体的な学習活動の内容や量、評価の方法等を工夫する。障がいの状態、発達の段階、年齢等を考慮しつつ、卒業後の生活や進路を見据えた学習内容を考慮するとともに、学習過程において人間関係を広げることや自己選択・自己判断の機会を増やすこと等に留意する。

視覚障がい

視覚による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う（状況等の丁寧な説明、複雑な図の理解や読むことに時間がかかること等を踏まえた時間延長、観察では必要に応じて近づくことや触感覚の併用、体育等における安全確保等）。

聴覚障がい

音声による情報が受容しにくいことを考慮した学習内容の変更・調整を行う（外国語のヒアリング等における音質・音量調整、学習室の変更、文字による代替問題の用意、球技等運動競技における音による合図を視覚的に表示等）。

知的障がい

知的発達の遅れにより、全般的に学習内容の習得が困難な場合があることから、理解の程度に応じた学習内容の変更・調整を行う（焦点化を図ること、基礎的・基本的な学習内容を重視すること、生活上必要な言葉等の意味を確実に理解できるようにすること等）。

肢体不自由

上肢の不自由により時間がかかることや活動が困難な場合の学習内容の変更・調整を行う（書く時間の延長、書いたり計算したりする量の軽減、体育等での運動の内容を変更等）。

病弱

病気により実施が困難な学習内容等について、主治医からの指導・助言や学校生活管理指導表に基づいた変更・調整を行う（習熟度に応じた教材の準備、実技を実施可能なものに変更、入院等による学習空白を考慮した学習内容に変更・調整、アレルギー等のために使用できない材料を別の材料に変更等）。

言語障がい

発音のしにくさ等を考慮した学習内容の変更・調整を行う（教科書の音読や音楽の合唱等における個別的な指導、書くことによる代替、構音指導を意識した教科指導等）。

自閉症・情緒障がい

自閉症の特性により、数量や言葉等の理解が部分的であったり、偏っていたりする場合の学習内容の変更・調整を行う（理解の程度を考慮した基礎的・基本的な内容の確実な習得、社会適応に必要な技術や態度を身に付けること等）。

学習障がい

「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した学習内容の変更・調整を行う（習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた学習内容の配分等）。

注意欠陥多動性障がい

注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した学習内容の変更・調整を行う（学習内容を分割して適切な量にする等）。

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

障がいの状態等に応じた情報保障やコミュニケーションの方法について配慮するとともに、教材（ICT 及び補助用具を含む）の活用について配慮する。

視覚障がい

見えにくさに応じた教材及び情報の提供を行う（聞くことで内容が理解できる説明や資料、拡大コピー、拡大文字を用いた資料、触ることができないものを確認できる模型や写真等）。また、視覚障がいを補う視覚補助具や ICT を活用した情報の保障を図る。

聴覚障がい

聞こえにくさに応じた視覚的な情報の提供を行う（分かりやすい板書、教科書の音読箇所的位置の明示、要点を視覚的な情報で提示、身振り、簡単な手話等の使用等）。また、聞こえにくさに応じた聴覚的な情報・環境の提供を図る（座席の位置、話者の音量調整、机・椅子の脚のノイズ軽減対策、防音環境のある指導室、必要に応じて FM 式補聴器等の使用等）。

知的障がい

知的発達の遅れに応じた分かりやすい指示や教材・教具を提供する（文字の拡大や読み仮名の付加、話し方の工夫、文の長さの調整、具体的な用語の使用、動作化や視覚化の活用、数量等の理解を促すための絵カードや文字カード、数え棒、パソコンの活用等）。

肢体不自由

書字や計算が困難な子どもに対し上肢の機能に応じた教材や機器を提供する（書字の能力に応じたプリント、計算ドリルの学習にパソコンを使用、話し言葉が不自由な子どもにはコミュニケーションを支援する機器《文字盤や音声出力型の機器等》の活用等）。

病弱

病気のため移動範囲や活動量が制限されている場合に、ICT 等を活用し、間接的な体験や他の人とのコミュニケーションの機会を提供する（友達との手紙やメールの交換、テレビ会議システム等を活用したリアルタイムのコミュニケーション、インターネット等を活用した疑似体験等）。

言語障がい

発音が不明瞭な場合には、代替手段によるコミュニケーションを行う（筆談の活用等）。

自閉症・情緒障がい

自閉症の特性を考慮し、視覚を活用した情報を提供する（写真や図面、模型、実物等の活用）。また、細かな制作等に苦手さが目立つ場合が多いことから、扱いやすい道具を用意したり、補助具を効果的に利用したりする。

学習障がい

読み書きに時間がかかる場合、本人の能力に合わせた情報を提供する（文章を読みやすくするために体裁を変える、拡大文字を用いた資料、振り仮名をつける等）。

注意欠陥多動性障がい

聞き逃しや見逃し、書類の紛失等が多い場合には伝達する情報を整理して提供する（掲示物の整理整頓・精選、目を合わせての指示、メモ等の視覚情報の活用等）。

重複障がい

（視覚障がいと聴覚障がい）障がいの重複の状態と学習の状況に応じた適切なコミュニケーション手段を選択するとともに、必要に応じて状況説明を含めた情報提供を行う（補聴器、弱視レンズ、拡大文字、簡単な手話の効果的な活用等）。

①-2-2 学習機会や体験の確保

治療のため学習空白が生じることや障がいの状態により経験が不足することに対し、学習機会や体験を確保する方法を工夫する。また、感覚と体験を総合的に活用できる学習活動を通じて概念形成を促進する。さらに、入学試験やその他の試験において配慮する。

視覚障がい

見えにくさからの概念形成の難しさを補うために、実物や模型に触る等能動的な学習活動を多く設ける。また、気付きにくい事柄や理解しにくい事柄（遠かったり大きかったりして触れないもの、動くものとその動き方等）の状況を説明する。さらに、学習の予定を事前に知らせ、学習の過程や状況をその都度説明することで、主体的に状況の判断ができるように指導を行う。

聴覚障がい

言語経験が少ないことによる、体験と言葉の結び付きの弱さを補うための指導を行う（話合いの内容を確認するため書いて提示し読ませる、慣用句等言葉の表記と意味が異なる言葉の指導等）。また、日常生活で必要とされる様々なルールや常識等の理解、あるいはそれに基づいた行動が困難な場合があるので、実際の場面を想定し、行動の在り方を考えさせる。

知的障がい

知的発達遅れにより、実際的な生活に役立つ技術や態度の習得が困難であることから、調理実習や宿泊学習等の具体的な活動場面において、生活力が向上するように指導するとともに、図や写真を活用した日課表等を活用し、自主的に判断し見通しをもって活動できるように指導を行う。

肢体不自由

経験の不足から理解しにくいことや移動の困難さから参加が難しい活動については、一緒に参加することができる手段等を講じる（新しい単元に入る前に新出の語句や未経験と思われる活動のリストを示し予習できるようにする等）。

病弱

入院時の教育の機会や短期間で入退院を繰り返す児童生徒の教育の機会を確保する。その際、体験的な活動を通して概念形成を図るなど、入院による日常生活や集団活動等の体験不足を補うことができるように指導する（視聴覚教材等の活用、ビニール手袋を着用して物に直接触れるなど感染症対策を考慮した指導等）。

言語障がい

発音等の不明瞭さによる自信の喪失を軽減するために、個別指導の時間等を確保し、音読、九九の発音等の指導を行う。

自閉症・情緒障がい

自閉症の特性により、実際に体験しなければ、行動等の意味を理解することが困難であることから、実際的な体験の機会を多くするとともに、言葉による指示だけでは行動できないことが多いことから、学習活動の順序を分かりやすくなるよう活動予定表等の活用を行う。

学習障がい

身体感覚の発達を促すために活動を通じた指導を行う（体を大きく使った活動、様々な感覚を同時に使った活動等）。また、活動内容を分かりやすく説明して安心して参加できるようにする。

注意欠陥多動性障がい

好きなものと関連付けるなど興味・関心が持てるように学習活動の導入を工夫し、危険防止策を講じた上で本人が直接参加できる体験学習を通じた指導を行う。

①-2-3 心理面・健康面の配慮

適切な人間関係を構築するため、集団におけるコミュニケーションについて配慮するとともに、他の幼児児童生徒が障がいについて理解を深めることができるようにする。学習に見通しが持てるようにしたり、周囲の状況を判断できるようにしたりして心理的不安を取り除くなど。

視覚障がい

自己の視覚障がいを理解し、眼疾の進行や事故を防止できるようにするとともに、身の回りの状況が分かりやすい校内の環境作りを図り、見えにくい時には自信をもって尋ねられるような雰囲気を作る。また、視覚に障がいがある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

聴覚障がい

情報が入らないことによる孤立感を感じさせないような学級の雰囲気作りを図る。また、通常の学級での指導に加え、聴覚に障がいがある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

知的障がい

知的発達遅れ等によって、友人関係を十分には形成できないことや、年齢が高まるにつれて友人関係の維持が困難になることもあることから、集団の一員として帰属意識がもてるような機会を確保するとともに、ストレス等の状態を踏まえた適切な対応を図る。

肢体不自由

下肢の不自由による転倒のしやすさ、車いす使用に伴う健康上の問題等を踏まえた支援を行う（体育の時間における膝や肘のサポーターの使用、長距離の移動時の介助者の確保等）。

病弱

入院や手術、病気の進行への不安等を理解し、心理状態に応じて弾力的に指導を行う（治療過程での学習可能な時期を把握し健康状態に応じた指導、アレルギーの原因となる物質の除去や病状に応じた適切な運動等について医療機関と連携した指導等）。

言語障がい

言語障がい（構音障がい、吃音等）のある児童生徒等が集まる交流の機会の情報提供を行う。

自閉症・情緒障がい

情緒障がいのある児童生徒等の状態（情緒不安や不登校、ひきこもり、自尊感情や自己肯定感の低下等）に応じた指導を行う。また、自閉症の特性により、二次的な障がいの予防に努める。

学習障がい

苦手な学習活動があることで、自尊感情が低下している場合には、成功体験を増やしたり、友達から認められたりする場面を設ける（文章を理解すること等に時間がかかることを踏まえた時間延長、必要な学習活動に重点的な時間配分、受容的な学級の雰囲気作り等）。

注意欠陥多動性障がい

活動に持続的に取り組むことが難しく、また不注意による紛失等の失敗や衝動的な行動が多いので、成功体験を増やし、友達から認められる機会の増加に努める（良い面を認め合えるような受容的な学級の雰囲気作り、困ったときに相談できる人や場所の確保等）。

重複障がい

（視覚障がいと聴覚障がい）見えにくく聞こえにくいことから多人数と同時にコミュニケーションが取りにくいいため、学級内で孤立しないように、適時・適切な情報の提供を保障する。

②-1 専門性のある指導体制の整備

校長等がリーダーシップを発揮し、学校全体として専門性のある指導体制を確保することに努める。そのため、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するなどにより、学校内外の関係者の共通理解を図るとともに、役割分担を行う。

視覚障がい

特別支援学校（視覚障がい）のセンター的機能及び弱視特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、眼科医からのアドバイスを日常生活に必要な配慮に生かすとともに、理解啓発に活用する。さらに、点字図書館等地域資源の活用を図る。

聴覚障がい

特別支援学校（聴覚障がい）のセンター的機能及び難聴特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、耳鼻科、補聴器店、難聴児親の会、聴覚障がい者協会等との連携による、理解啓発のための学習会や、児童生徒のための交流会の活用を図る。

知的障がい

知的障がいの状態は外部からは分かりにくいことから、専門家からの支援や、特別支援学校（知的障がい）のセンター的機能及び特別支援学級等の専門性を積極的に活用する。また、てんかん等への対応のために、必要に応じて医療機関との連携を図る。

肢体不自由

体育担当教員、養護教諭、栄養職員、学校医を含むサポートチームが教育的ニーズを把握し支援の内容方法を検討する。必要に応じて特別支援学校（肢体不自由、知的障がい）からの支援を受けるとともにPT、OT、ST等の指導助言を活用する。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

病弱

学校生活を送る上で、病気のために必要な生活規制や必要な支援を明確にするとともに、急な病状の変化に対応できるように校内体制を整備する（主治医や保護者からの情報に基づく適切な支援、日々の体調把握のための保護者との連携、緊急の対応が予想される場合の全教職員による支援体制の構築）。また、医療的ケアが必要な場合には看護師等、医療関係者との連携を図る。

言語障がい

特別支援学校（聴覚障がい）のセンター的機能及び言語障がい特別支援学級、通級による指導等の専門性を積極的に活用する。また、言語障がいの専門家との連携による指導の充実を図る。

自閉症・情緒障がい

自閉症や情緒障がいを十分に理解した専門家からの支援や、特別支援学校のセンター的機能及び自閉症・情緒障がい特別支援学級、医療機関等の専門性を積極的に活用し、自閉症等の特性について理解を深められるようにする。

学習障がい

特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

注意欠陥多動性障がい

特別支援学校や発達障がい者支援センター、教育相談担当部署等の外部専門家からの助言等を生かし、指導の充実を図る。また、通級による指導等学校内の資源の有効活用を図る。

②-2 幼児児童生徒，教職員，保護者，地域の理解啓発を図るための配慮

障がいのある幼児児童生徒に関して、障がいによって日常生活や学習場面において様々な困難が生じることについて周囲の幼児児童生徒の理解啓発を図る。共生の理念を涵養するため、障がいのある幼児児童生徒の集団参加の方法について、障がいのない幼児児童生徒が考え実践する機会や障がいのある幼児児童生徒自身が障がいについて周囲の人に理解を広げる方法等を考え実践する機会を設定する。また、地域等に対しても理解啓発を図るための活動を行う。

視覚障がい

その子特有の見えにくさ、使用する視覚補助具・教材について周囲の幼児児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

聴覚障がい

使用する補聴器等や、多様なコミュニケーション手段について、周囲の幼児児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

知的障がい

知的障がいの状態は他者から分かりにくいこと、かつ、その特性としては、実体験による知識等の習得が必要であることから、それらの特性を踏まえた対応ができるように、周囲の幼児児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。

肢体不自由

移動や日常生活動作に制約があることや、移動しやすさを確保するために協力できることなどについて、周囲の幼児児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

病弱

病状によっては特別な支援を必要とするという理解を広め、病状が急変した場合に緊急な対応ができるよう、児童生徒、教職員、保護者の理解啓発に努める（ペースメーカー使用者の運動制限など外部から分かりにくい病気とその病状を維持・改善するために必要な支援に関する理解、心身症や精神疾患等の特性についての理解、心臓発作やてんかん発作等への対応についての理解等）。

言語障がい

構音障がい、吃音等の理解、本人の心情理解等について、周囲の幼児児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

自閉症・情緒障がい

他者からの働きかけを適切に受け止められないことがあることや言葉の理解が十分ではないことがあること、方法や手順に独特のこだわりがあること等について、周囲の幼児児童生徒等や教職員、保護者への理解啓発に努める。

学習障がい

努力によっても変わらない苦手なことや生まれつき得意なこと等、様々な個性があることや特定の感覚が過敏な場合もあることなどについて、周囲の幼児児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

注意欠陥多動性障がい

不適切と受け止められやすい行動についても、本人なりの理由があることや、生まれつきの特性によること、危険な行動等の安全な制止、防止の方策等について、周囲の幼児児童生徒、教職員、保護者への理解啓発に努める。

②-3 災害時等の支援体制の整備

災害時等の対応について、障がいのある幼児児童生徒の状態を考慮し、危機の予測、避難方法、災害時の人的体制等、災害時体制マニュアルを整備する。また、災害時等における対応が十分にできるよう、避難訓練等の取組に当たっては、一人一人の障がいの状態等を考慮する。

視覚障がい

見えにくさに配慮して災害とその際の対応や避難について理解できるようにするとともに、緊急時の安全確保ができる校内体制を整備する。

聴覚障がい

放送等による避難指示を聞き取ることができない児童生徒に対し、緊急時の安全確保と避難誘導等を迅速に行うための校内体制を整備する。

知的障がい

適切な避難等の行動の仕方が分からず、極度に心理状態が混乱することを想定した避難誘導のための校内体制を整備する。

肢体不自由

移動の困難さを踏まえた避難の方法や体制及び避難後に必要となる支援体制を整備する（車いすで避難する際の経路や人的体制の確保、移動が遅れる場合の対応方法の検討、避難後に必要な支援の一覧表の作成等）。

病弱

医療機関への搬送や必要とする医療機関からの支援を受けることができるようにするなど、子どもの病気に応じた支援体制を整備する（病院へ搬送した場合の対応方法、救急隊員等への事前の連絡、急いで避難することが困難な児童生徒が逃げ遅れないための支援等）。

言語障がい

発語による連絡が難しい場合には、その代替手段により安否を伝える方法等を取り入れた避難訓練を行う。

自閉症・情緒障がい

自閉症や情緒障がいのある児童生徒は、災害時の環境の変化に適応することが難しく、極度に混乱した心理状態やパニックに陥ることを想定した支援体制を整備する。

学習障がい

指示内容を素早く理解し、記憶することや、掲示物を読んで避難経路等を理解することが難しい場合等を踏まえた避難訓練に取り組む（具体的で分かりやすい説明、不安感を持たずに行動ができるような避難訓練の継続等）。

注意欠陥多動性障がい

落ち着きを失ったり、指示の途中で動いたりする傾向を踏まえた、避難訓練に取り組む（項目を絞った短時間での避難指示、行動を過度に規制しない範囲で見守りやパニックの予防等）。

③-1 校内環境のバリアフリー化

障がいのある幼児児童生徒が安全かつ円滑に学校生活を送ることができるよう、障がいの状態等に応じた環境にするために、スロープや手すり、便所、出入口、エレベーター等について施設の整備を計画する際に配慮する。また、既存の学校施設のバリアフリー化についても、障がいのある幼児児童生徒の在籍状況等を踏まえ、学校施設に関する合理的な整備計画を策定し、計画的にバリアフリー化を推進できるよう配慮する。

視覚障がい

校内での活動や移動に支障がないように校内環境を整備する（廊下等も含めて校内の十分な明るさの確保、分かりやすい目印、段差等を明確に分かるようにして安全を確保する等）。

聴覚障がい

放送等の音声情報を視覚的に受容することができる校内環境を整備する（教室等の字幕放送受信システム等）。

知的障がい

自主的な移動を促せるよう、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにするなどの校内環境を整備する。

肢体不自由

車いすによる移動やつえを用いた歩行ができるように、教室配置の工夫や施設改修を行う（段差の解消、スロープ、手すり、開き戸、自動ドア、エレベーター、障がい者用トイレの設置等）。

病弱

心臓病等のため階段を使用しての移動が困難な場合や児童生徒が自ら医療上の処置（二分脊椎症等の自己導尿等）を必要とする場合等に対応できる施設・設備を整備する。

自閉症・情緒障がい

自閉症の特性を考慮し、備品等を分かりやすく配置したり、動線や目的の場所が視覚的に理解できるようにしたりなどする。

③-2 障がい等の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

幼児児童生徒一人一人が障がいの状態等に応じ、十分に学習に取り組めるよう、必要に応じて様々な教育機器等の導入や施設の整備を行う。また、一人一人の障がいの状態、障がいの特性、認知特性、体の動き、感覚等に応じて、その持てる能力を最大限活用して自主的、自発的に学習や生活ができるよう、各教室等の施設・設備について、分かりやすさ等に配慮を行うとともに、日照、室温、音の影響等に配慮する。さらに、心のケアを必要とする幼児児童生徒への配慮を行う。

視覚障がい

見えやすいように環境を整備する（眩しさを防ぐための光を調整する設備、必要に応じた拡大読書器の設置等）。

聴覚障がい

教室等の聞こえの環境を整備する（絨毯・畳の指導室の確保、行事における進行次第や挨拶文、劇の台詞等の文字表示等）。

知的障がい

危険性を予知できないことによる高所からの落下やけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、必要に応じて、生活力の向上が必要であることから、生活体験を主とした活動を可能にする場を用意する。

肢体不自由

上肢や下肢の動きの制約に対して施設・設備を工夫又は改修するとともに、車いす等で移動しやすいような空間を確保する（上下式のレバーの水栓、教室内を車いすで移動できる空間、廊下の障がい物除去、姿勢を変換できる場所、休憩スペースの設置等）。

病弱

病気の状態に応じて、健康状態や衛生状態の維持、心理的な安定等を考慮した施設・設備を整備する（色素性乾皮症の場合の紫外線カットフィルム、相談や箱庭等の心理療法を活用できる施設、落ち着けない時や精神状態が不安定な時の児童生徒が落ち着ける空間の確保等）。

自閉症・情緒障がい

衝動的な行動によるけが等が見られることから、安全性を確保した校内環境を整備する。また、興奮が収まらない場合を想定し、クールダウン等のための場所を確保するとともに、必要に応じて、自閉症特有の感覚（明るさやちらつきへの過敏性等）を踏まえた校内環境を整備する。

学習障がい

類似した情報が混在していると、必要な情報を選択することが困難になるため、不要な情報を隠したり、必要な情報だけが届くようにしたりできるように校内の環境を整備する（余分な物を覆うカーテンの設置、視覚的にわかりやすいような表示等）。

注意欠陥多動性障がい

注意集中が難しいことや衝動的に行動してしまうこと、落ち着きを取り戻す場所が必要なこと等を考慮した施設・設備を整備する（余分なものを覆うカーテンの設置、照明器具等の防護対策、危険な場所等の危険防止柵の設置、静かな小部屋の設置等）。

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

災害時等への対応のため、障がいの状態等に応じた施設・設備を整備する。

視覚障がい

避難経路に明確な目印や照明を設置する。

聴覚障がい

緊急情報を視覚的に受容することができる設備を設置する。

知的障がい

災害等発生後における行動の仕方が分からないことによる混乱した心理状態に対応できるように、簡潔な導線，分かりやすい設備の配置，明るさの確保等を考慮して施設・設備を整備する。

肢体不自由

移動の困難さに対して避難経路を確保し，必要な施設・設備の整備を行うとともに，災害等発生後の必要な物品を準備する（車いす，担架，非常用電源や手動で使える機器等）。

病弱

災害等発生時については病気のため迅速に避難できない児童生徒の避難経路を確保する，災害等発生後については薬や非常用電源を確保するとともに，長期間の停電に備え手動で使える機器等を整備する。

自閉症・情緒障がい

災害等発生後における環境の変化に適応できないことによる心理状態（パニック等）を想定し，外部からの刺激を制限できるような避難場所及び施設・設備を整備する。

注意欠陥多動性障がい

災害等発生後，避難場所において落ち着きを取り戻す場所が必要なことを考慮した静かな小空間等を確保する。

コラム 2 「法務省の取組を知っていますか？」



人権イメージキャラクター 人KENまもる君

「高齢者・障害者の 人権あんしん相談」



人KENあゆみちゃん



「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間ポスター

高齢者・障害者の人権あんしん相談について

全国の法務局・地方法務局では、高齢者・障害者の人権を守るための各種活動を行っており、その活動の一つとして、常設の人権相談所を設置するなどして、高齢者・障害者をめぐる様々な人権問題について、相談に応じています。また、高齢者や障害者に対する虐待などの事案が依然として数多く発生していることから平成21年度から、全国一斉「高齢者・障害者の人権あんしん相談」強化週間を実施し、取組の強化を図っています。

※強化週間以外も、土日祝日を除く平日は8:30～17:15で対応しています。

小・中学校等における合理的配慮チェックリスト(所属長用)

学校等における合理的配慮の観点	実行できている	実行できていない
1 校区内で特別支援学校等に通う児童生徒を全員把握している。		
2 校区内で合理的配慮を必要とする保護者等について把握している。		
3 1のふくせき制度対象児童生徒のことを学校全体や地域等で共有している。		
4 特別支援学級等の役割について、児童生徒等に適切な説明ができています。		
5 交流及び共同学習を教育活動の中に明確に位置づけている。		
6 学校経営案に経営の重点として「特別支援教育の推進」等を記載している。		
7 特別支援教育コーディネーターを指名し、実際に機能している。		
8 特別支援教育コーディネーターの役割について全職員に周知している。		
9 特別支援教育コーディネーターの指名を保護者等に周知している。		
10 校内支援委員会を設置し、校務分掌に明確に位置付けている。		
11 校内支援委員会のメンバーについて全職員に周知している。		
12 校内支援委員会を定期又は不定期に必要なに応じて開催している。		
13 校内支援委員会の活動について、全職員に周知し共通理解を図っている。		
14 校内の合理的配慮が必要な児童生徒の発見と実態把握に努めている。		
15 14の児童生徒の支援に関して、保護者との連携に努めている。		
16 14の児童生徒に対する個別の教育支援計画等を策定している。		
17 14の児童生徒の支援に関して、関係機関との連携を積極的に図っている。		
18 14の児童生徒の支援内容・方法の引継ぎを確実にしている。		
19 障害(がい)者差別解消法や特別支援教育を理解するための研修会等を行っている。		
20 19の理解と啓発に関する保護者全般や地域等への働きかけをしている。		

小・中学校等の「通常の学級」における合理的配慮チェックリスト(担任用)

学級等における合理的配慮の観点	実行できている	実行できていない
1 学級内で特別支援学校等に通う兄弟・姉妹等を持つ児童生徒を把握している。		
2 学級内で合理的配慮を必要とする保護者等について把握している。		
3 1に関するふくせき制度を理解し、保護者や地域等に説明できる。		
4 特別支援学級等の役割について、児童生徒等に適切な説明ができています。		
5 交流及び共同学習を積極的に推進しており、障がい理解の指導をしている。		
6 学級経営案に経営の重点として「特別支援教育の推進」等を位置付けている。		
7 校内の特別支援教育コーディネーターが誰かを知っている。		
8 必要に応じて特別支援教育コーディネーターに相談や報告を行っている。		
9 校内の特別支援教育コーディネーターが誰かを必要に応じて保護者等に伝えている。		
10 校内支援委員会が設置され、どのような役割を有するか等について理解している。		
11 校内支援委員会のメンバーについて把握している。		
12 校内支援委員会が定期又は不定期に必要なに応じて開催していることを把握している。		
13 校内支援委員会の活動内容について、理解し把握している。		
14 学級内の合理的配慮が必要な児童生徒の発見と実態把握に努めている。		
15 14の児童生徒の支援に関して、保護者との連携に努めている。		
16 14の児童生徒に対する個別の教育支援計画等を作成している。		
17 14の児童生徒の支援に関して、関係機関との連携に努めている。		
18 14の児童生徒の支援内容・方法の引継ぎを確実にしている。		
19 障害(がい)者差別解消法や特別支援教育を理解するための研修会に参加している。		
20 19の理解と啓発に関する保護者等への働きかけをしている。		

活用しよう！「インクルDB」

国立特別支援教育総合研究所インクルーシブ教育システム構築支援データベース

「合理的配慮」実践事例データベース <http://inclusive.nise.go.jp/>

トップページ

インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB)

文字の大きさ 小 標準 大

表示色の変更 標準 1 2

▶ [アクセシビリティツールを起動](#)

▶ [ツールの使い方](#)



独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

🏠 トップページ
▶ 実践事例データベース
▶ 基礎的情報
▶ Q & A
▶ その他関連情報

トップページ

◎ インクルDBについて

本サイトには、大きく2つのコンテンツがあります。

『[「合理的配慮」実践事例データベース](#)』は、文部科学省の「インクルーシブ教育システム構築モデル事業」において取り組まれている実践事例について検索するシステム(データベース)です。

『[関連情報](#)』では、インクルーシブ教育システム構築に関連する様々な情報を掲載しています。



「合理的配慮」実践事例データベース

▶ 実践事例データベース

平成26年度実践事例データベースを5件追加しました。
 <実践事例データベースの更新情報 公開> (H27.10.6)

【事例を閲覧・活用する】

【実践事例データベース】

【インクルDBリーフレット】



関連情報

▶ 基礎的情報

法令・施策や関連用語の解説など

▶ Q & A

インクルーシブ教育システム構築に関する保護者向けのQ&Aを設けました

▶ その他関連情報

就学に関する情報、教材に関する情報など

↑ クリック

検索画面

①キーワードによる検索, ②条件を指定しての検索, ①②の両方を使った検索が可能

キーワードを入力

キーワード検索

検索

<p>【I】対象児童生徒等の障害種 必須</p> <p style="text-align: center;">○ and ● or</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 視覚障害 [5]<input checked="" type="checkbox"/> 聴覚障害 [10]<input checked="" type="checkbox"/> 知的障害 [52]<input checked="" type="checkbox"/> 肢体不自由 [16]<input checked="" type="checkbox"/> 病弱・身体虚弱 [6]<input checked="" type="checkbox"/> 言語障害 [7]<input checked="" type="checkbox"/> 自閉症 [53]<input checked="" type="checkbox"/> 情緒障害 [15]<input checked="" type="checkbox"/> LD(学習障害) [14]<input checked="" type="checkbox"/> ADHD(注意欠陥多動性障害) [26] <p><input checked="" type="checkbox"/> 全て選択 / 全て解除</p>	<p>【III】対象児童生徒等の在籍状況等</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 幼稚園 [10]<input type="checkbox"/> 小学校(通常の学級) [10]<input type="checkbox"/> 小学校(通常の学級・通級による指導) [35]<input type="checkbox"/> 小学校(特別支援学級) [38]<input type="checkbox"/> 中学校(通常の学級) [5]<input type="checkbox"/> 中学校(通常の学級・通級による指導) [2]<input type="checkbox"/> 中学校(特別支援学級) [7]<input type="checkbox"/> 高等学校 [5]<input type="checkbox"/> 中等教育学校 [0]<input type="checkbox"/> 特別支援学校(幼稚部) [0]<input type="checkbox"/> 特別支援学校(小学部) [12]<input type="checkbox"/> 特別支援学校(中学部) [5]<input type="checkbox"/> 特別支援学校(高等部) [4]	<p>【IV】対象児童生徒等の学年</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 年少 [4]<input type="checkbox"/> 年中 [1]<input type="checkbox"/> 年長 [5]<input type="checkbox"/> 小1 [15]<input type="checkbox"/> 小2 [15]<input type="checkbox"/> 小3 [15]<input type="checkbox"/> 小4 [20]<input type="checkbox"/> 小5 [13]<input type="checkbox"/> 小6 [17]<input type="checkbox"/> 中1 [7]<input type="checkbox"/> 中2 [7]<input type="checkbox"/> 中3 [5]<input type="checkbox"/> 高1 [2]<input type="checkbox"/> 高2 [4]<input type="checkbox"/> 高3 [3]
--	--	--

<p>【II】対象児童生徒等の障害の程度 (学校教育法施行令第22条の3)</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 該当 [54]<input type="checkbox"/> 非該当 [22]	<p>【V】基礎的環境整備の観点</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 基礎① ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用<input type="checkbox"/> 基礎② 専門性のある指導体制の確保<input type="checkbox"/> 基礎③ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導<input type="checkbox"/> 基礎④ 教材の確保<input type="checkbox"/> 基礎⑤ 施設・設備の整備<input type="checkbox"/> 基礎⑥ 専門性のある教員、支援員等の人的配置<input type="checkbox"/> 基礎⑦ 個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導<input type="checkbox"/> 基礎⑧ 交流及び共同学習の推進 <p><input type="checkbox"/> 全て選択</p>	<p>【VI】合理的配慮の観点</p> <ul style="list-style-type: none"><input type="checkbox"/> 合理①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮<input type="checkbox"/> 合理①-1-2 学習内容の変更・調整<input type="checkbox"/> 合理①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮<input type="checkbox"/> 学習機会や体験の確保<input type="checkbox"/> 心理面・健康面の配慮<input type="checkbox"/> 合理②-1 専門性のある指導体制の整備<input type="checkbox"/> 合理②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮<input type="checkbox"/> 合理②-3 災害時等の支援体制の整備<input type="checkbox"/> 合理③-1 校内環境のバリアフリー化<input type="checkbox"/> 合理③-2 発達、障害の状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮<input type="checkbox"/> 合理③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 <p><input type="checkbox"/> 全て選択</p>
---	---	--

検索 クリア

検索結果画面

検索条件に該当する事例の一覧が表示される。「詳細」をクリックすると詳細が表示される。

検索結果 キーワード:「ノートイク」【Ⅰ】視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)

1 - 5 of 6 Items

[検索画面に戻る](#) 表示順 **新着順降順** 表示数 **5**

1 2 [次へ>](#)

1 **詳細ボタンをクリック** [詳細](#)

ーや指文字、ボードでの筆談、簡単な手話でやりとりをしながら行っている。集団で学習する場面では、**ノートイク**(教員や他の生徒の発言を担当教員が聞きとり、ノートに要約筆記を行う支援)を行っている。国語は

【Ⅰ】障害種	【Ⅲ】在籍状況等
聴覚障害 知的障害 肢体不自由	特別支援学校(高等部)

検索キーワード

学校間交流、和太鼓演奏、コミュニケーション、筆談、手話、携帯用スロープ、カラーリングゲーム

概要(500文字程度)

B特別支援学校(肢体不自由)に在籍する肢体不自由、聴覚障害及び知的障害を併せ有するA生徒(高等部1年生)が、学校間交流をした事例である。近隣のD高等学校3年生とB特別支援学校の文化祭で和太鼓演奏の発表をした取組、E高等学校1年生とカラーリングゲーム(ローラーのついたストーンを得点シートにむけて滑らせるように投球し、得点を競うゲーム)を行った取組の2つの事例である。D高等学校との交流及び共同学習は7回実施した。A生徒が、座ったままで演奏できること、音の響きやリズムを取りやすいこと、中学部から部活動で和太鼓に取り組んでいることから、和太鼓演奏の活動を行った。また、E高等学校とのカラーリングゲームを通じた交流及び共同学習は、ゲームの特徴から、十分な作戦をたてる場面があること、下肢に障害のあるA生徒も時には交流相手校の生徒よりも活躍することができることから行った。どちらの取組も、生徒同士が関わりを持つ場面を多く設け、教員の指導・支援は最小限に行うよう留意した。H25 0052SH1-HIIDPD

一覧の件数が多い場合は表示順を並べ替えることもできる

【Ⅰ】視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、害)

1 - 5 of 6 Items

表示順 **新着順降順** 表示数 **5**

プルダウンメニューで表示順を指定

- 新着順降順
- 新着順昇順
- ヒット数降順
- ヒット数昇順
- ダウンロード数降順
- ダウンロード数昇順

Hit数: 1 [詳細](#)

詳細画面

ダウンロードをクリックすると、実践事例の全文がダウンロードできる。

インクルーシブ教育システム構築支援データベース (インクルDB)

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
NISE National Institute of Special Needs Education

文字の大きさ
表示色の変更

▶ [アクセシビリティツールを起動](#)
▶ [ツールの使い方](#)

[トップページ](#) ▶ [実践事例データベース](#) ▶ [基礎的情報](#) ▶ [Q & A](#) ▶ [その他関連情報](#)

[トップページ](#) > [実践事例データベース](#)

検索結果 キーワード:「ノートテイク」【Ⅰ】視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由、病弱・身体虚弱、言語障害、自閉症、情緒障害、LD(学習障害)、ADHD(注意欠陥多動性障害)

[検索画面に戻る](#) [一覧画面に戻る](#)

ファイル名	ダウンロードボタンをクリック	ダウンロード
H25_0023PS2-PD.pdf	98キロバイト	2015-07-28
ダウンロード数: 235		

【Ⅰ】障害種	【Ⅱ】障害の程度	【Ⅲ】在籍状況等	【Ⅳ】学年
肢体不自由	該当(肢体不自由)	小学校(特別支援学級)	小2

検索キーワード

肢体不自由、脳性まひ、特別支援学級、交流及び共同学習、時間割の工夫、身体の動き、認知特性、タブレット型端末、災害時対応、特別支援学校のセンター的機能

概要(500文字程度)

A児(小学校2年生)は、小学校1年生からB小学校の肢体不自由特別支援学級(以下「特別支援学級」という。)に在籍し、学年相応の学習を行ってきた。2年生になって学校生活にも慣れてきたので、同じ学年の友達と学び合い、協力し合うことを経験させるため、通常の学級(以下「交流学級」という。)での交流及び共同学習を行うことにした。A児は、学校生活全般において車いすで過ごしている。また、上肢の動きに制限があるため、作業を伴う学習活動に時間がかかってしまう。さらに、脳性疾患に伴う認知特性から、提示されたものを見て理解することや、自分の考えをまとめたり表現したりすることに苦手意識をもっている。本事例は、特別支援学級に在籍するA児に対して、特別支援学級での授業及び交流学級での交流及び共同学習において、身体面及び認知面に対する合理的配慮等を行った事例である。H25_0023PS2-PD

合理的配慮に関する Q&A ※文科省「合理的配慮普及推進セミナー」資料を一部改変

Q1 「障がい者に対する合理的配慮」としたとき、診断書等がない子どもの場合は合理的配慮はどう考えたらよいのか。

A 「障がい者基本法」や「教育支援資料」における障がい者及び各障がいの定義によると、診断書や障がい者手帳の有無は判断の基準とならない。→P 4, 2 (1)

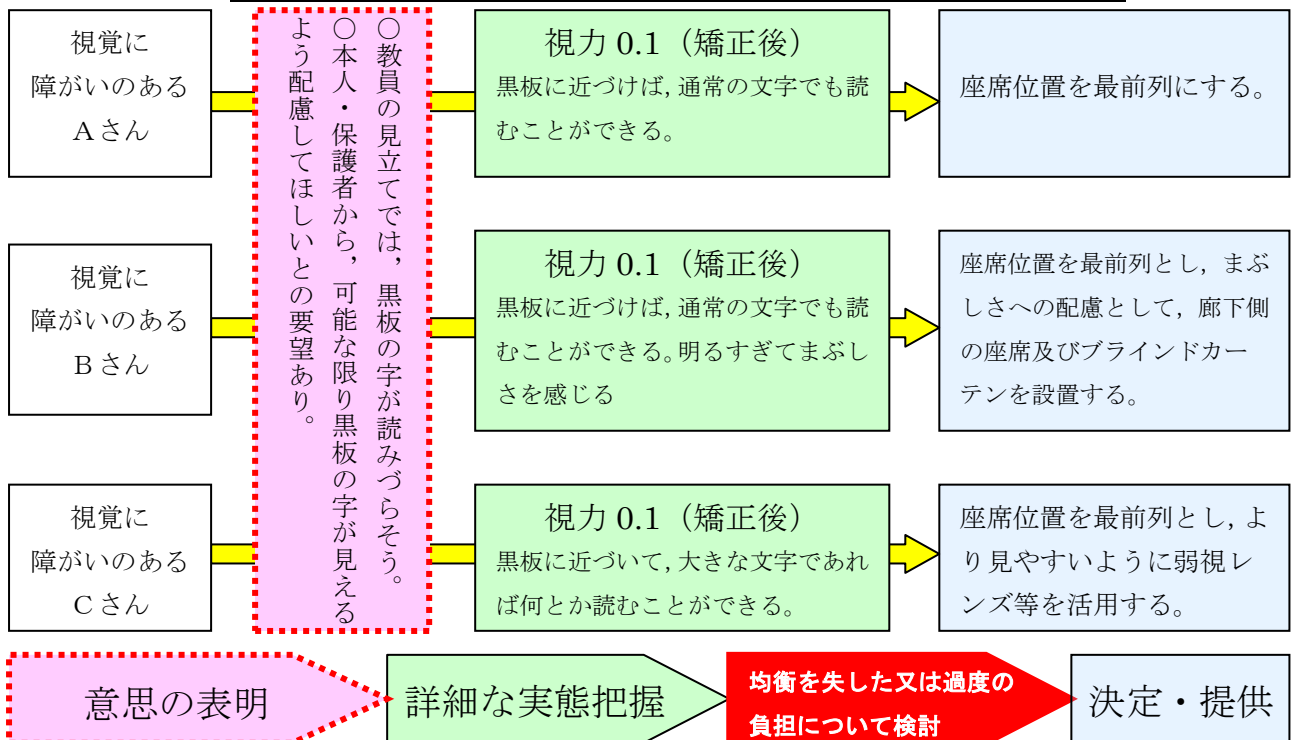
Q2 合理的配慮においては、本人・保護者の意思の表明がない場合はどうしたらいいのか。

A 学校等においては、教育基本法第4条第2項の規定を踏まえ、意思の表明の有無や当該事項を合理的配慮と呼ぶか呼ばないかではなく、その障がいのある子どもが「十分な教育を受けられるかどうか」の視点から判断していくことが重要である。→P 7, 2 (1) ウ

Q3 合理的配慮の提供に当たって、均衡を失した又は過度の負担をどのように考えればいいのか。

A 合理的配慮の決定・提供に当たっては、学校の設置者及び学校等が体制面、財政面をも勘案し、「均衡を失した」又は「過度の負担」について、個別に判断することとなる。
各学校等の設置者及び学校等は、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に学ぶというインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組として、可能な限り「合理的配慮」を提供しなければならない。その際、現在必要とされている「合理的配慮」は何か、何を優先して提供する必要があるかなどについて、共通理解を図る必要がある。→P 8, 2 (2)

例：合理的配慮決定までのプロセス（視覚障がいの場合）

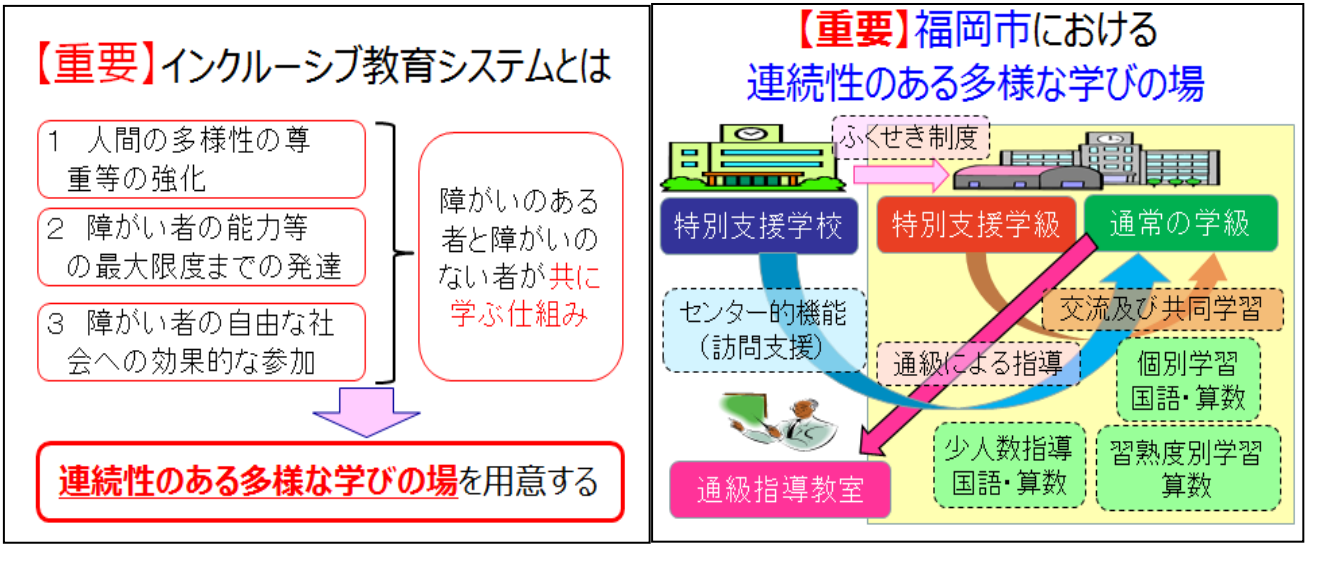


本人・保護者への十分な情報提供と本人・保護者、学校、設置者による **合意形成**

十分な教育を受けられているか → **合理的配慮の定期的な評価と柔軟な見直し**

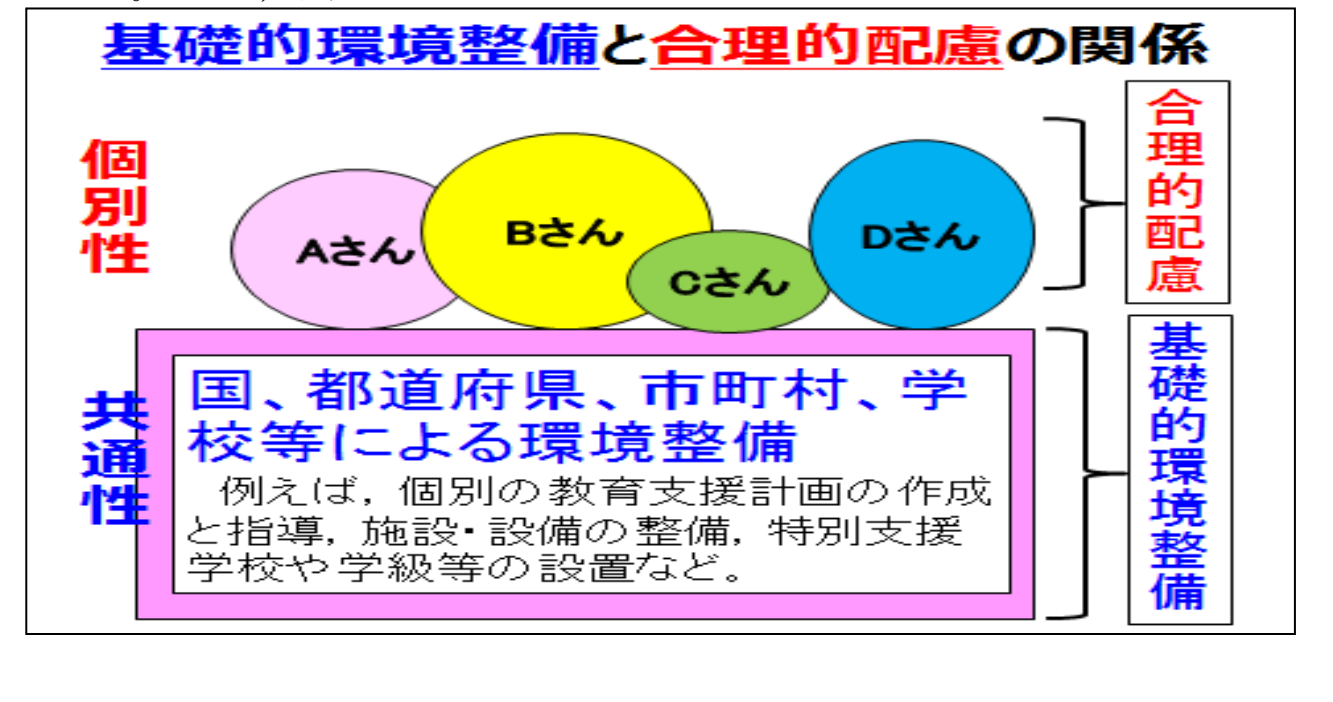
Q4 学校等においては、障がいのある子どもが、障がいのない子どもと共に学べるようにするために、合理的配慮を提供するのであれば、特別支援学校における合理的配慮はどう考えたらよいか。

A 通常の学級のみならず、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校においても、「合理的配慮」として、障がいのある子どもが、他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するために、学校の設置者及び学校等が必要かつ適当な変更・調整を行うことが必要である。→特別支援教育の推進について（通知）19 文科発第 125 号



Q5 これまで各学校等が行ってきた配慮と、合理的配慮はどう違うのか。

A 従前から行ってきた配慮は、特別支援教育の推進について（通知）19 文科発第 125 号では、7 の教育活動等を行う際の留意事項（2）学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮として、「各学校は、障害のある幼児児童生徒が円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと」と示されていた。文部科学省中央審議会初等中等教育分科会（報告）」では合理的配慮を3観点11項目に分類・整理された。したがって、従前の配慮と合理的配慮は、実際に重なることは多いが、新しい概念として理解する必要がある。→P18, 別紙3



Q 6 入学試験等における合理的配慮について、どう考えればよいのか。

A 特別支援教育の推進について（通知）19 文科発第 125 号では、7 教育活動等を行う際の留意事項（2）学習上・生活上の配慮及び試験などの評価上の配慮として、「各学校は、障害のある幼児児童生徒が円滑に学習や学校生活を行うことができるよう、必要な配慮を行うこと。また、入学試験やその他試験などの評価を実施する際にも、別室実施、出題方法の工夫、時間の延長、人的な補助など可能な限り配慮を行うこと」と示されていた。文部科学省中央審議会初等中等教育分科会（報告）では、合理的配慮の一貫した支援のための留意事項として、「高等学校については、入学者選考選抜が行われており、障害の状態等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して、一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ることが必要である」と示されている。したがって、本法の趣旨を鑑み、これまで以上に選抜方法や評価尺度に関する配慮や工夫が求められる。

ちなみに、発達障がいのある生徒への配慮として、「別室受験」「時間延長」「問題用紙・解答用紙の拡大」、「介助者の同席（口述筆記、問題文の読み上げを除く）」、「面接試験での話し方の配慮や面接の順番を配慮」などが挙げられる。

Q 7 本人・保護者からの意思表示のあった合理的配慮について、全て提供しなければならないのか。

A 基本的に、本人・保護者の意思の表明を受けて、合意形成を図りつつ、検討・決定がおこなわれるものである。検討事項例として、「○何のために、その合理的配慮を提供するのか、○必要とされる合理的配慮は何か、○何を優先して提供する必要があるか、○体制面、財政面から均衡を失した、又は過度の負担になっていないか、○教育の目的・内容・機能の本質的な変更となっていないか、○その合理的配慮の内容が法令違反になっていないか」等が挙げられる。検討の結果、理にかなっていない場合は、本人・保護者からの要望であった内容について、提供できない場合もある。しかしながら、引き続き、十分な情報提供を行うとともに、その子どもに十分な教育を提供する視点から、代替の合理的配慮等について、合意形成に努めることが重要である。

Q 8 平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されるが、留意すべきことは何か。

A 「障害を理由とする差別の禁止」はもちろんであるが、公立学校等においては本人・保護者の意思の表明に基づく「合理的配慮」の提供が法令上義務化されることを踏まえた対応が必要である。

対応例として、○合理的配慮等に関する正しい理解のための研修の実施、○校内体制の整備（校内支援委員会の設置の機能化）、○学校経営案等における特別支援教育の推進に関する反映（経営の重点に位置付け）、○本人・保護者への丁寧な情報提供、○教育課程編成上の留意事項等への反映、○合理的配慮等に関する相談体制（相談窓口を含む）の整備、○合理的配慮等の事例の収集や蓄積（インクルD B の活用含む）、○各自治体における対応要領の作成など。

合理的配慮を踏まえた教育活動の展開として、重要な 4 点を挙げる

- (1) 合理的配慮の背景、趣旨及び合理的配慮の否定は差別になること等を正しく理解すること。
- (2) 授業において、新しい概念の合理的配慮を踏まえた授業を行うこと。
- (3) 従来からの教育資源を最大限工夫し活用すること。
- (4) 共生社会の形成に向けた教育活動を創造すること。

《引用・参考文献》

- 文部科学省「障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」
- 中央教育審議会「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告) 平成 24 年 7 月」※一部改変
- 独立行政法人国立特別支援教育総合研究所「インクルーシブ教育システム構築支援データベースの『合理的配慮』実践事例DB」
- 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課編集「特別支援教育～インクルーシブ教育システム構築支援データベース(インクルDB)の活用～」
- 福岡市教育委員会「特別支援教育推進プラン」, 「ふくせきガイドブック」, 「分かる授業づくりハンドブック」
- 福岡市発達障がい者支援協議会「就学前から学齢期へ発達障がいのある子どもの支援をつなぐためのガイドライン」
- 文部科学省「平成 27 年度合理的配慮普及推進セミナー」資料2と資料3 ※一部改変
- 外務省 ホームページ 人権外交ページより抜粋
- 法務省 ホームページ 人権擁護局フロントページより抜粋
- 「えほん障害者権利条約」 ふじいかつのもり作, 里圭絵 汐文社 2015 年



福岡市立学校等における

障がいを理由とする差別の解消を推進するための対応指針

= 合理的配慮推進ガイドライン =

平成 28 年 1 月

編集・発行 福岡市教育委員会
指導部 発達教育センター
福岡市中央区地行浜二丁目 1-6